

つくば市低炭素ガイドラインに基づく戸建住宅認定要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく「つくばSMILeハウス」の認定（以下「認定」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この認定は、市内における低炭素住宅の普及促進に寄与することを目的として実施する。

(定義)

第3条 この要項で使用する用語は、ガイドラインで使用する用語の例による。

(認定の基準)

第4条 戸建住宅認定基準（以下「認定基準」という。）は、ガイドラインによるものとする。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする者は、つくばSMILeハウス認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げるレベルの区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) レベル1

ア BELS 評価書の写し

イ つくば環境スタイルサポーターズ会員証の写し又はつくば環境スタイルサポーターズ入会申込書

(2) レベル2

ア BELS 評価書の写し

イ つくば環境スタイルサポーターズ会員証の写し又はつくば環境スタイルサポーターズ入会申込書

ウ ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) の型番及び製造番号を確認できる保証書等の写し

(3) レベル 3

ア BELS 評価書の写し

イ つくば環境スタイルサポーターズ会員証の写し又はつくば環境スタイルサポーターズ入会申込書

ウ ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) の型番及び製造番号を確認できる保証書等の写し

エ 電気自動車充電設備又は V2H システムを購入したことがわかる写真及び保証書等の写し（選択項目で選択した場合に限る。）

オ ライフサイクルカーボンマイナス（LCCM）住宅、CASBEE 戸建又は長期優良住宅の認定証の写し（選択項目で選択した場合に限る。）

カ 主要構造部等に使用する全ての製材及び集成材に茨城県の県産木材を使用したことがわかる設計図書の写し（選択項目で選択した場合に限る。）

第 6 条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、認定することを決定したときはつくば SMILe ハウス認定証（様式第 2 号）により、認定しないことを決定したときはつくば SMILe ハウス不認定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（認定証の活用）

第 7 条 認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定を受けた住宅（以下「認定住宅」という。）について、当該住宅が市の推奨する低炭素住宅であることを P R することができる。

（申請内容の変更）

第 8 条 認定者は、レベル基準に係わる変更があったときは、交付済み認定証と変更がわかる確認書類を添えて、つくば SMILe ハウス認定に係る変更申請書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更申請があったときは、その内容を確認し、つくば SMILe ハウス認定変更決定通知書（様式第 5 号）により、変更申請者に通知するものとする。

（認定住宅のエネルギーデータ報告）

第 9 条 レベル 3 の認定者は、居住開始から 3 年間、エネルギーデータを市長に報告するものとする。

（認定の取消し）

第 10 条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定者から戸建住宅認定の取消しの申し入れがあった場合。
- (2) 虚偽の申請その他戸建住宅認定を取り消すべき事由が生じた場合。

附則

この要項は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。